

議案第36号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年9月6日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

（提案理由）

新型コロナウイルスワクチン接種の拡大を受け、予防接種後の副反応による健康被害に対する救済給付請求が想定されることから、請求事案について医学的な見地から調査を実施する予防接種健康被害調査委員会の庶務を、新型コロナウイルスワクチン接種事務を所掌する課において行うに当たり、改正の要あるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月10日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月10日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第12号

逗子市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

逗子市予防接種健康被害調査委員会条例（平成23年逗子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条中「子育て支援課」を「予防接種に関する事務を所掌する課かい」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。